

令和5年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は127件、契約金額は24.8億円である。また、競争性のある契約は113件(全契約の89.0%)、16.2億円(同65.0%)、競争性のない随意契約は14件(同11.0%)、8.7億円(同35.0%)となっている。

例年、競争性のない随意契約件数の全体に占める割合は、表2のとおり概ね10%をやや超える程度で推移しているが、令和4年度においては11.0%であり、随意契約の割合が高まる等の大きな変化はない。

一方、令和4年度の競争性のない随意契約に係る金額は8.7億円と、令和3年度と比較して大幅に減少した(136.2億円減、前年比94.0%減)。その主な要因は、前年度調達で随意契約であった「中退共システム再構築に係る開発業務(129.8億円)」の減によるものであるが、この契約を除いても前年度に比べ6.4億円の減であり、競争性のない随意契約に係る金額は減少している。

表1 令和4年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.3%) 80	(14.2%) 24.6	(44.9%) 57	(53.6%) 13.3	(△28.8%) △23	(△45.8%) △11.3
企画競争・公募	(37.3%) 57	(2.2%) 3.7	(44.1%) 56	(11.4%) 2.8	(△1.8%) △1	(△23.9%) △0.9
競争性のある契約 (小計)	(89.5%) 137	(16.3%) 28.3	(89.0%) 113	(65.0%) 16.2	(△17.5%) △24	(△43.0%) △12.2
競争性のない随 意契約	(10.5%) 16	(83.7%) 144.9	(11.0%) 14	(35.0%) 8.7	(△12.5%) △2	(△94.0%) △136.2
合 計	(100%) 153	(100%) 173.2	(100%) 127	(100%) 24.8	(△17.0%) △26	(△85.7%) △148.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

表2 平成30年度から令和4年度までの競争性のない随意契約の全体に占める割合の比較（単位:件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
競争性のない随意契約	(5.9%) 11	(10.0%) 13	(11.2%) 16	(10.5%) 16	(11.0%) 14
全体	(100%) 186	(100%) 130	(100%) 143	(100%) 153	(100%) 127

(2) 機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表3のようになっており、契約件数は17件(競争性のある契約全体の15.0%)、契約金額は7.6億円(同47.2%)となっている。

一者応札・応募の件数の全体に占める割合は、令和4年度は15.0%となっており、表4のとおり、例年と比較してやや改善が見られる(なお、平成30年度が40%を超えているのは、建退共各都道府県支部の業務委託契約を実施したことによる)。

一者応札・応募による契約件数は、令和4年度は17件となり、令和3年度と比較して15件減(前年比46.9%減)となった。契約件数が減少した要因の一つは、建退共電子申請システムに係る業務の契約のうち、一者応札・応募であった件数が令和3年度の7件から令和4年度2件となったことであり、同システムに係る業務の契約の調達が前年度に集中していたことによるものである。

また、一者応札・応募による契約金額は、令和3年度と比較して7.8億円減(前年比50.6%減)となった。金額に係る割合が大幅に減少した主な要因は、前年度調達で一者応札・応募であった「機構電算システムに係る運用業務(4.7億円)」及び「勤労者財産形成融資システム及び雇用促進融資システムに係るハードウェア・ソフト及びアプリケーション一式の更改並びに保守業務(3.7億円)」の減によるもので、これらの契約を除くと前年度と金額は横ばいに推移している。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は7件(前年度比6件減)、1.7億円(前年度比10.4億円減)で、そのうち一者応札となった契約は6件(前年度比6件減)、1.6億円(前年度比10.4億円減)となっている。

表3 令和4年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況（単位:件、億円）

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	105 (76.6%)	96 (85.0%)	△9 (△8.6%)
	金額	12.9 (45.5%)	8.5 (52.8%)	△4.3 (△33.8%)
1者以下	件数	32 (23.4%)	17 (15.0%)	△15 (△46.9%)
	金額	15.4 (54.5%)	7.6(47.2%)	△7.8 (△50.6%)
合計	件数	137 (100%)	113 (100%)	△24 (△17.5%)
	金額	28.3 (100%)	16.2(100%)	△12.2 (△43.0%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

表4 平成30年度から令和4年度までの一者応札・応募の全体に占める割合の比較 (単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一者応札・ 応募	(44.6%) 78	(18.8%) 22	(24.4%) 31	(23.4%) 32	(15.0%) 17
全体	(100%) 175	(100%) 117	(100%) 127	(100%) 137	(100%) 113

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和5年度においては、以下の①～③の取組を重点的に実施することにより調達改善に努めることとする。

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、複数業者の参加を促すため、要求部署が早期に起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

要求部署においては、随意契約を締結しようとする案件等(※1)について、調達等合理化検討チーム等に調達の内容等に関する事前説明(※2)を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

(※1) その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者応札・応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

(※2) 現在の調達事前説明のあり方を含め、決裁プロセスの見直しについて今年度中に検討を行う。

【調達等合理化検討チーム等による点検の実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。
上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。
- ② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、要求部署は理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。
- ③ 要求部署は調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム化案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ず CIO 補佐官等によるチェックも受けることとする。
- ④ 調達部署は、予定価格の算定に当たっては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定する。
- ⑤ 決裁文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて決裁を得る。
- ⑥ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務部次長、勤労者財産形成部次長、総務課長及び総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図る。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。